

招集期日 平成23年12月19日(月曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 12月19日(月曜日)午前 9時30分

閉 会 12月19日(月曜日)午前11時44分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	宮岡 幸江
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	永澤 美恵子	委員	山本 秀和
	委員	向口 文恵	委員	横田 淳一
	委員	小島 清人		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員 高山 勇 玉井 栄治
鹿山 明美 沼井 俊明

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 それでは、次第により進めさせていただきます。

1、今後の検討課題についてを議題とします。

初めに、一般質問の試行についてを議題といたします。6月定例会、9月定例会、12月定例会で、発言持ち時間30分、全体で75分と全体60分の選択制を試行してまいりました。本日は、皆さんからの意見を伺った上で、1度持ち帰っていただき、会派での意見の取りまとめをお願いしたいと思います。それでは、ご意見をお願いしたいと思います。

最初に、保守系クラブさん。

小島委員 ただいまのこの資料1の結果を簡単に見させていただきますが、2回定例会のときには大体答弁時間もそんなに時間的にも長くなっていないのですが、大体2回、3回、4回と見ていきますと、4回になるとちょっとやっぱり試行の質問30分の方のほうが、何か答弁時間が少し長くなってきているような傾向があります。

この間の4回目のときにもそうでしたが、前に金澤議員が指摘した部分もあったのですが、何か大分丁寧にというか、少し時間をかけて答弁者のほうが答えているような兆候が見られました。ですので、もう一回ここできょう話し合いの中で少し細かく今委員長のほうからも出ましたとおり、もう一回考えるほうがいいのではないかと思います。

私どもは、質問、答弁で60分という方針のほうで、やはり議員のほうもそれなりの質問を考えて答弁時間も的確な答えもらうには、もう一回質問、答弁60分に戻してやったほうがいいのではないかと思います。

それと、事務局からも指摘が、この間ちょっと意見が出ましたけれども、大体何々議員が何時ぐらいにやるのですかということで、前ですと1時間でしたので、時間が的確に電話なんかの問い合わせでもできるというお話でしたが、やはり質問試行が入ってしまいますと、時間が何時ぐらいですということで、時間的にも正確なのが言えないというような指摘もございましたので、その辺をやはり少し考えたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

公明党さん、ありますか。

永澤委員 これ見させていただくと、今小島委員がおっしゃったように、徐々に徐々に答弁時間が長

くなってきているなということで、確かに議員の質問の仕方等にもよるものも多いかと思えます。

これは私個人なのですが、両方1時間の質問、答弁1時間というものと、今回試行の間は私自身は質問時間が30分のほうを選ばせて、両方行わせていただいたのですが、議員のほうから言いますと、非常にその自分の質問の時間があと5分残っているからこれが聞けるなとか非常に落ちついた形で、反対にそんなに執行部の方にもうしゃべらないでとか、そういう心配なく自分が主張したいことはできたということで、ある意味落ちついて反対に時間を気にせず自分の持ち時間だけで計算すればいいというような形でしたので、やっぱり質問時間30分を確保していただいたということは、非常に質問はしやすかったです。

だから、やっぱりできればいろいろな形で答弁のほうも気をつけていただく、また議員のほうも答弁が余り長くないような形での質問をしていくという形で、できれば選択制を残していただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

共産党さんは。

安道委員 これまで試行というふうなことでやってきたわけですが、60分のほうを試す方と30分30分というふうな方でというふうなことで、大体同じ傾向でこの間取り組んでいらっしゃるのかな。私自身もやってみてですが、今もありましたけれども、30分質問時間は確保されるというのは、やっぱり大きいのかなというふうに思います。

確かに質問のほうで時間がオーバーしているというふうな傾向も出てきていますけれども、この辺は改めて答弁については時間をきちんと見てもらいたいというふうなことを改めてこちらからも要請する必要があるかと思えますけれども、でも60分でやりたいというふうな方もいるわけですから、これは両方やはり選択制にして、何か定着してきたような感じがしたといいますか、この選択制が。ですので、こういう形で選択をしてやりたい方法でというふうなことでやっていけばいいのではないのでしょうか。時間の確認等々もあるというふうなことですと、おおむねこのぐらいの時間になりますというふうなことでは、きっと市民の方にも、またそれも定着していくのかなというふうにも思いますし、両方取り入れてというふうなことでやっていけばいいのではないのでしょうか。

委員長 ありがとうございます。

みらいさんは。

山本委員 各派ご意見出ていますけれども、私どもとしては今の選択制をこのまま定着させていただきたいということです。理由は大体もう永澤委員、安道委員からお話があった部分ですが、これも基本的に時間にしても往復60分でやっている方でも45分から50分ぐらいのところ

で終わっている方もいますので、出っ込み引っ込みあることを考えると、多少これ答弁が延びるという部分についてもクリアする方法は恐らく技術的に可能であろうというふうに判断をします。

私自身もこれずっと試行のほうでしばらくやらせていただいて、正直な感想としてもう今さら戻れないという、非常に使い勝手がいい制度ですね。自分の時間の管理の部分、また質問の運びとかいろいろ考えていきますと、やっぱり片道30分というのは非常にありがたい制度です。基本的にはこれ続けていっていただきたいということですね。今選べる形になっていきますので、往復60分のほうがいい方はそちらをとればいいわけですから、この試行を続けるということについて実害をこうむる方はほぼいらっしやらないだろうということだと思えますので、この制度をこのまま定着させていただきたいということで申し上げておきたいと思えます。

委員長 ありがとうございます。

皆さんの一応考え方がわかったわけですが、何かまだ補足するようなことがあれば出していただいて、山本委員。

山本委員 事務局にお伺いしたいのですけれども、先ほど小島委員からお話あった中で、その何時ごろという話があったらうし、これケーブルテレビ会社の都合もあるような話も漏れ聞いております。そのあたり、市民の方からクレームなりなんなりというのは実際に入っているのでしょうか。まず、その点お願いします。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 簡潔に答弁いたします。

クレームという形では一切入っておりません。

以上です。

委員長 山本委員。

山本委員 よく考えてみれば、お一人目の人9時半というのはもうあらかじめ決まっているわけですね。次の人、多分1時間から1時間半で休憩入るわけだから、10時半から11時の間には始まりますよねということで案内ができる。3人目は昼一で決まっているわけですから、午後1時ですね。4人目の人はそこから1時間から1時間半たったところからやるのですから、せいぜい2時過ぎとか2時半ぐらいから始まるのですよねということですから、時間がずれて困る人は5人目以降だけですねということで行くと、そんなにクレームが入るはずがないよなということだと思ふのです。ずれても30分そこそこでしょうから、早目に来ていただければいい話ですよということですよ。

あと、テレビの関係でいっても、16人目は6人目ですよ。ということでいけば、6時間までの枠はケーブルテレビ会社も配慮しているはずなので、ケーブルテレビ会社からクレー

ムが入るといふことも今の状況では考えにくいというふうに私は意見を持っていて、5時間を超えるからとか、往復60分で5人、5時間を超えると大変だというのは、ちょっと考え過ぎかなという気がしています。

そういった部分からいっても、現行制度を無理なく続けられるはずなので、もっと言えば5時間以上放送するのが大変だということであれば、向こうさんが編成権行使されるわけですから、6人目なり、その5人目の人は、では4日目に放送させてくださいみたいな話になるわけで、私もたしかそういう6人目でそういうことになったような気がしますから、過去にあったような気がしますので、その分はそれぞれ柔軟にやっていけばいいわけですから、これ制度的には無理なく続けられるのではないかというふうに考えております。

委員長　ほかにご意見があれば。

この原則的に考えれば、15分ずつ全員がオーバーすれば、最後の人は12時からの放送になってしまうという、そうだよ、11時か、4時間だから4時間45分という10時45分、終わりが11時45分あたりになってしまうという格好。全員が75分ずつやっていると6時間はかかるということですよ。そういうふうなあれもありますけれども、これ実際のを見ていけばそういうふうな形には出ていないから、ある程度のオーバーする人も、今ちょっと半分ぐらいがオーバー、最終的には。最初的时候には何人かだったようですが、最終的には半分ぐらいの人がオーバーしているような格好になっていますから、その辺のところもありますが、あと答弁についてはどうでしょうか。もっと簡潔にしてほしいとか、ちょっと回りくどいとか、今勝手に言っていますけれども。

はい、どうぞ、永澤委員。

永澤委員　済みません。その辺議長のご判断で聞いていないことをあちら、執行部のほうでとかという話があったときには、とめていただくとか、その辺は振るっていただければ問題ないのではないかなということは思います。

もし今委員長のほうから、15分が全員5人になるとというお話しありましたけれども、例えばではこれを今たまたま試行で75分というふうにしていますけれども、10分オーバーにしてみるとか、15分使い切っている人ってそんなにいらっしやらないので、全体で70分にするという案も1つは、どうしても75分でなければいけないということはないと思うのですね。これ見ていると、大体1時間10分、延びた方でも5分とか、8分とかなので、ではその全体の最後の方が11時半とかまでそのケーブルがかかってしまうということになると、気の毒だということであれば、全体で70分という案も1つもし選択制にするときに、全体の時間というものは短縮してもいいのかなというふうには思います。

以上です。

委員長　答弁については何かありますか。特別。

吉澤委員。

吉澤委員 議長の判断というのもあると思いますし、余りに議場の中でその質問者が口頭で余り言うのも見覚えがよくないので、議長の判断というのもぜひその点も考慮していただきたいのと、あとやっぱり聞き取りのときにある程度打ち合わせをして、この程度にしておさめてくださるとかって、その辺割と密にすれば、余りその最初の答弁の中ではすっきりまとめていただくことも可能なのかなというふうに思いますので、その辺は適宜それぞれの議員さんもお願ひしたいなというふうに思います。

委員長 特別に簡潔にしてほしいとかっていうことはないですか、答弁のほうもうちょっと簡潔にという、そういうことはない。

横田委員。

横田委員 今言っていたことなのですけども、これ見ていると、やっぱりその答弁がどんどん、どんどん長くなっていっていますよね。質問は30分以内でやっていますから、その辺に関してはやっぱりもうちょっと言ってもらったほうが、議長を通してかどうかわからないですけども、いいのではないかなと思いますけれども。最初は確かに答弁は非常に簡潔な答弁だったように言っていました。今回特にちょっと長い方もいらっしゃいましたよね、答弁で。

委員長 余りそっけないのもあるのですけれどもね。多少簡潔にしてほしいというふうな。大体わかりました。

では、そういうことで一応今いろいろ意見が出ていますが、とりあえずはまた持ち帰っていただいて、再度検討していただきたいと思います。次回の委員会でもまたこれについて検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何か今言うておくことがあれば言っていたら、選択制をとられた方は結構使い勝手がよかったという、みんなご意見のようですから。

次に、前回の委員会で継続課題となっている項目から協議していただきたいと思います。初めに、予算・決算審査のあり方ですが、前回の委員会では、他市の状況を調査してから検討することになっていました。本日は、事務局から予算編成の日程表と他市への調査項目の提出がありますので、まず説明をお願ひしたいと思います。

説明は高山主幹。

議会事務局主幹 では、お手元の資料ナンバー2の予算編成日程表（予定）というのをごらんいただきたいと思います。

そこに書いてあるとおりなのですけれども、ことしの実例、今現在までは実例、実スケジュール、ここから先は予定という形になるのでしょうかけれども、23年の5月12日に翌年度から3年間、24年度版実施計画というのですかね、24、25、26、3年の実施計画の担当者説明会というのが12日にありまして、そこから事実上のスタートという形になります。5月13日

から6月8日がその計画調書の入力期間ということで、6月9日に調書提出、事実上ですから6月9日にはおおむねの市の大きな事業の3カ年計画が原課のほうの段階ではそこで決定するというような形になります。

それから、それを受けまして6月末から7月中旬、また8月上旬ということで各課のヒアリング、各部長のヒアリング、こういったヒアリングを経過しまして、最終的に9月27日に企画のほうで実施計画の査定結果を通知いたします。最終的に実施計画の査定が決まるのが9月27日という形になります。

これを受けまして10月から実際の予算編成事務に入っていくわけなのですが、10月4日、ことしの例でいきますと、10月4日に市長のほうから平成24年度予算編成方針というのが出まして、これが通知されると。これを受けまして6日に事務担当者の説明会がございまして、さらにそれを受けまして14日から20日、最初のシステムの入力期間がございまして。そこから1回、2回と修正入力、これは全部すべて原課のほうで行う作業です。入力誤りとかいろいろ、いろいろな部長の指示とか課長の指示とかいろいろ修正を受けまして、最終的に10月末までに入力が完了すると、その時点で担当部長の決裁を受けるという形になっております。

そこから今度は11月、12月にかけて各課のヒアリング、また各部長のヒアリングということで受けまして、それを受けて現在11月中旬から12月中旬ということで、事務局財政課ないしは企画課も入るのでしょうけれども、その内情はちょっと承知しておりませんが、現在査定・計数整理を、全体の歳入歳出のバランスとかそういった計数整理をしている最中だと思われまして。今月下旬に企画部長・次長査定というような日程が示されております。

それから、年を明けまして副市長査定、市長査定ということで、おおむねいつも1月中旬に最終的な市長査定、予算案の確定という形ですね、が出てくるということになります。あとは、その後見積書の細かい内容確認、誤りがないかどうか確認作業をいたしまして、原稿が確定し、予算書の印刷を2月の中旬にして、ことしでいうと2月16日が第1回定例会の告示ですので、そこで議案を配付するのに間に合うようなスケジュールで進められていくというのが、24年度当初予算編成に向けての日程表でございまして。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

今説明がありました内容についてご質問ありますでしょうか。

これで、5月12日に担当者説明会があって、入力が5月13日から、6月9日が調書提出期限という格好になってはいますが、この前というのはその3年間ローリングするために調書を提出する内容というのはもうそれより前につくるわけで、前年度に、いつぐらいから動いているのかな、その前というところ。ダブると思いますけれども、お願いします。

議会事務局主幹 いつごろという表現はちょっと難しいのですけれども、3年間のローリングでいっていますので、前年に実施計画に計上されている2年分はまだ残っている状況で来るわけですね。それがベースになるわけなのですけれども、もう一方、ことしなんか強調されたのは総合振興計画の、ここで第5次でしたっけ、そこでその振興計画の中の実行計画というのが必ず文字で各事業に入っていると思うのですけれども、その事業に応じた実施計画をつくりなさいというのがことしのちょっと変わった点でした。

ですから、例えば議会なんかでいうと、総合振興計画の中には入っていないわけですね。ですから、本来この実施計画に議会費の中で計上する必要はないのですけれども、大きなもし事業等があれば載せてくださいというようなことで、それはまた別途の考えなのですけれども、基本的には総合振興計画ないしはその下の基本計画ですね、そこに計上された文字情報ですよ、としてこういう事業を進めていきますということに応じた実施計画をつくりなさいということで、若干ですから今までの実施計画とはもしかしたらでき上がりが違ってくるのかなという気はしておりますけれども、いずれにしても3年間のローリングで進めていきますので、基本的には前年認められた実施計画がベースになって、またそれに新規なり削除なりという形で来るということで、ですから極端な話すれば一年中その実施計画というのは動いているような状況だと思われまます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ほかに質問ありますでしょうか。

はい、どうぞ、吉澤委員。

吉澤委員 例えば今のその決算が終わるのが11月頭ぐらいかかりますよね。その要望事項を出して、来年度できそうだなって判断されたものは、どこに滑り込ませれば可能になっていくのですかね。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 ちょうど決算の、ことしの例でいきますと、決算特別委員会で審査をしている期間というのは、ちょうど予算の入力期間だと思います、おおむね。ですから、実施計画はある意味予算の大枠、枠取りですけれども、それとは別途、そこで認められなかった部分が決算で指摘されたということで、ここは財政当局とのまた逆に交渉になってくるのだと思うのですけれども、もう実施計画で査定済みだからだめだとか、そこはもう何としても追加しようとかという交渉が、今度は財政当局と行われるのではないかとは思うのですけれども、そのほかに細かい部分で予算の範囲内で対応できるような指摘事項もあるかと思うのですね。そういったものは、当然このシステム入力期間の中で原課のほうの判断でどんどん入れていくというような姿勢でいるかとは思いますが、以上です。

委員長 よろしいですか。

小島委員。

小島委員 11月中旬から12月中旬の事務局財政課査定、それと計数整理とありますけれども、この計数整理ってどういう。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 私も細かい作業は承知していませんけれども、大きく言うと、入りに対して出が、最初何億円、それこそ10億円レベルで見積もり段階では出が上回ってしまうわけだと思うのですね。それをいかに削って歳入を逆に確保できるか、そういったバランスを合わせていく歳入歳出、最終的には合わせないといけないので、そういったことがメインかとは思いますが、細かい作業はちょっと承知しておりません。

以上です。

委員長 ほかにありますでしょうか。

永澤委員。

永澤委員 そうしますと、これを見ますと、例えば9月定例議会に決算の委員会を持ってきたとしても、10月に決算委員会を行ったとしても、その入れ込む時間というのは、期間というのは変わらないということでしょうか。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 現実的にはそのとおりだと思うのですが、予算担当というか、原課にしてみれば、もう10月には予算、入力が10月14日からですが、それ以前からもう10月あたりからは、当然予算編成に向けていろいろ課内で打ち合わせしたりとかやっていると思いますので、多少なりとも早く指示があれば動きやすいのかなとは思いますが、もう入力期間が始まってから、今現在でいうと決算特別委員会10月9日、まさに入力期間中ですよ。ですから、その時点で指摘されて、果たしてどれだけ反映できるかというのは、多少なりとも早ければいいのかなという気はしますが、以上です。

委員長 よろしいですか。

山本委員。

山本委員 これ大体拝見していて、9月の末にその実施計画の査定結果通知だから、これで実計がで上がるわけですよ、基本的に。その後間を置かずすぐにこれ10月の中からこれもう予算要求ですよ、これシステム入力ということは、これ。予算要求が入って、これ11月に入るともうその要求された項目についてのヒアリングから査定に入っていくという段取りになるということでいくと、これ例えば今11月の中旬に議決、委員会段階での議決をして、本会議で最終的に議決するのが12月に入って、11月の末から12月の頭、これがもし例えば10月の中旬、体育の日の前ぐらいまで上がれば、予算要求の中に入れてもらえる可能性が、予算要

求の中に織り込んでもらえるという可能性があるということで理解していいのでしょうかね、タイムスケジュールから見て。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 全くそのとおりだと思います。ですから、この日程でいきますと、10月中旬ぐらいまでに何らかの指示なりがあれば、その予算要求できる範囲、もうこれは限られていますけれども、そこで対応できる部分は原課のほうで当然これは真摯に受けとめて対応していると、私は思っています。

以上です。

委員長 山本委員。

山本委員 基本的に物すごくその額の大きな事業の追加だとかという話になると、これ1年おくれるというのがこのタイムスパンからいくと大体理解できるのですけれども、中小の項目であったり、事務事業の改善提案みたいな話だったりしたものと、これは原課の予算要求前にサジェスションがきちっとできれば、今よりもより効率よく反映してもらえる可能性が広がるということで理解してよろしいわけですね。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 私はそう思っています。

委員長 ほかにありますか。

このシステム入力期間というのは、各課でその前に実施計画の大体これはやっていいよ、これはだめよというのが決まった段階で、それを数字であらわしていくような期間をシステム入力期間というのでいいのですか。

高山主幹。

議会事務局主幹 そのとおりでございまして、9月中にはですから予算の大枠は、大きな事業の大枠は決まってしまうという形だと思います。ですから、先ほど山本委員さんも言われたように、実施計画で計上している事業については、なかなかこの予算編成段階でそれを拡大するとか、縮小する分には構わないのでしょうかけれども、予算を拡大するような対応は基本的にはできないと思っています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

山本委員さん。

山本委員 これ実計が9月の末ぐらいですよ。予算要求上のシーリングは、多分この時期でかかるということでいいのでしょうかね。その無限に要求していいわけではないだろうから、多分実計の計上額等々で、大体このぐらいまでですよみたいな話は当然、国なんかだときちんと

シーリングかけていますけれども、これシーリングがかかるのも大体10月の頭までには、これ原課が予算要求をする前に大体シーリング額の内示みたいなものは運用としてはあるのでしょうかね。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 シーリングというようなイメージの指示はないです、基本的には。例えば議会費で幾らを枠にしようとかというようなことは全くございません。あくまでも、ただこの実施計画をベースに予算計上をしていくという形で、シーリングというような概念での指示はないですね。

委員長 ほかにありますか。

この実施計画前の各課ヒアリング、部長ヒアリングというのがあるけれども、これについては予算とかそういうものは余り言わない格好で、こういうふうな事業というふうな内容でのヒアリングなのですかね、その辺のところは。

高山主幹。

議会事務局主幹 これは内容にもよると思うのですけれども、当然毎年経常的に実施計画で要望している事業が圧倒的に多いと思うのですけれども、そういった場合にはもう単価の見直しですとか、いろいろ事業規模の具体的な話も当然ヒアリングの中ではしてくるものと思います。

委員長 はい、わかりました。

ほかにご質問ありますか。ご意見があればお願いしたいと思いますが。

横田委員。

横田委員 要するにこの10月4日、予算編成方針の通知、それまでに決算の委員会、今ここでやっている決算特別委員会とかでやったのを反映させるには、基本的にはここまでという考え方でいいわけですね。ここまでで結果を出せば、翌年の予算で反映がある程度はできる、その内容にもよるけれども、要はその期限というのは基本的にどこなのかというのが。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 非常に難しいのですけれども、今言われた9月27日というのも一つの期限だとは思いますが、実際にはもう6月9日、ここで各課がいわゆる事実上の予算要求はそこで終わってしまっているわけなのですね。ですから、大きな事業単位での期限というと、やはり6月9日になってしまうのかなという形になります。

以上です。

委員長 横田委員。

横田委員 新しい大きな事業とかそういうのはそういうことになるかもしれないのですけれども、決算を見て修正ではないけれども、ある程度翌年に決算内容によってある程度ちょっとこういうふうな修正したほうがいいのではないですかと、今後はしたほうがいいのではないですか

というようなのは、だからやっぱりこの10月4日というの、これ企画のほうということなのですか、これ、この部分。課ってどこなのですか。それまではあれですよ、各課、各部単位、だから財政課というのか。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 大きな流れで補足説明しますと、この実施計画の部分、ちょっと中段空白の上の部分、こちらは企画課が主にメインになっております。それから、10月4日以降の予算編成事務、これは財政課がメインになっています。

先ほど言われたこの実施計画のほうの各課ヒアリング、各部長ヒアリング、そのあたりでどの辺で修正可能かという話なのですが、基本的には修正は難しいのかなと思っておりますが、決算等で議会ないしあるいは監査も絡んでくるのかわかりませんが、大きな指摘事項等あれば、当然9月27日の実施計画最終結果通知までの間に、これはどうしても直さなければいけないというのがあれば、当然それは直していくのだとは思いますが、基本的にはそういうのはあり得ない、なかなかあり得ないのかなという気がします。ちょっと説明になっていなくて申しわけございません。

委員長 横田委員。

横田委員 一番気になっているのは、要はその決算特別かどうかはこれどうするのかわからないですけれども、決算委員会をやって結果を出す最終期限ある程度反映させるためには、今はだから11月に出ているわけですが、その9月の議会中にやってしまったほうがいいのかどうかということですよ、今話をしているのはここで。基本的にはそう思うのですけれども、それをだから今私が言ったのは、その10月4日までにやったほうが効果が出るのか、今までどおりでいいのかというところが気になるので、9月議会中にやったほうがいいのかどうか、要はいつまでの期限というのを聞いたかったということなのですから、余り9月議会中にやったとしても、翌年の予算に反映ができないのだったら、今までどおりでもいい話になってきてしまうのではないかなと思うし、そのあたりはどうなのかななんて思うのですけれども。

委員長 永澤委員。

永澤委員 今皆さんのお話伺っていて、やはりその中小の事業に関しては、修正の機会はあるということなのですから、やっぱりシステム入力期間ぐらいの前までには終わらせると、より反映される可能性が大きいのかなというのは、要するに10月の、今回のでいきますと、10月14日だから、総務から始まって、どうしても福祉とか特別会計になってくると、もう徐々に徐々に厳しくなってくるのかなというのを、この見ていると、初めのころは聞いた部長さんとかが入れようということができて、最後のほうになってくるとなかなか厳しくなってくるのかなというのを今感じているのですが、やはりその議会として来年度に入れてもらう

ことを優先するのか、きちっと決算をすることを優先するのかということにかかってくると思われる。どちらを焦点にしていくのかということが一番大事だと思うのです。

私としては、やっぱりこれ見ていると、あと決算の報告書をつくっていただく今度執行部の方とのやっぱりやりとりも大変難しい期間が必要になってくると思うのです、あれだけのものをつくるということに関して。だから、余り早くやってしまって、今度その報告書そのものが間に合わなかったりという、あとご苦労されてしまうというのもなかなか厳しいのかなというのはちょっと感じていますが、もうちょっと1週間か10日ぐらい早めることは可能なのかなというふうに見て思っているところです。これは意見なのですが、そのように感じています。

委員長　ご意見があれば出していただいて。

山本委員。

山本委員　これカレンダー等々拝見して、私はやっぱり体育の日ぐらいまでには本会議で議決とりましょうと、決算きちっともう確定させて、その確定した結果をもってきちっと反映してもらえというスタイルにしたほうがいいのかという気がします。委員会での個別意見の反映で、もう流れ作業的にやっていただいている部分が多分現状の中でも相当あるのだと思うのですが、やっぱり片一方で議会の機関意思としての例えば審査意見であったり、最終的に本会議で討論されるような内容の部分での指摘事項であったり、そういうようなことまで考えていくと、やっぱり体育の日ぐらいまでにはできれば本会議の議決、そこまですべていかなくても、少なくともその委員会段階での採決ですね、そこまでは何とかいきたいねというのが、こちらとしては考えとしてありますからね。

やっぱり原課の予算要求がきちっと出てしまってから潜り込ませるということは、結局それぞれどこかで直すか差しかえるか何かされておられるのだろうと思うし、ヒアリングに入っているあるいは査定段階で結局そこで変えていく作業をされておられるのだとすれば、これは少し早めていただいて、やっぱり原課のその1発目の要求の中にきちっとその部分を織り込まれて、それがきちんと流れていくようにするほうが、恐らく理事者側もその部分でいくと査定作業楽になるのではないのかという部分はあるかと思うので、やっぱり体育の日あたりというのが一つの節目になるのかなという気が見えていました。

委員長　安道委員。

安道委員　基本的なところなのですが、すごく早い段階、6月でほぼ大枠についてはもう予算要望出てきていて、9月の段階ではもうほぼ大体決定している。それ以降については、多少の修正はあるけれども、基本的にはそういう流れでいっているというふうなことでいうと、当然決算の結果を反映させていくということも大事ですが、でも今入間で決算審査している特別委員会の持ち方というのは、きちんと時間確保してやっていますよね。だから、

十分に中身も確認できているというのかな、それができているのだと思うのですよ。むしろそういうふうに時間をきちんと確保して十分に決算審査をしていくということが大事なのかなというふうに思います。なので、この何としても入れ込もうというふうなところに重点を持っていくのではなくて、やっぱり決算審査をきちんとやっていこうというふうに、本来それを大事にするということが基本かなというふうに思います。

できたら少し時間を日程的に前に出せばいいのしょうけれども、今9月議会終わってから特別委員会を持ってというふうな形でやっているのが無理がないのかなというふうには思いますけれども、流れとしては。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 今いろいろ皆さんからのお話を聞いた中で、すごくこのいただいた資料を見させていただくと、確かにさっき山本委員が言ったように、10日ぐらいで終わりにすればどうか、どうかというのかしらね、入れ込むことができるのかなと思うのだけれども、安道委員が今言われたように、入間市のやり方というのも、今までのやり方というのも決算特別委員会の日にちの設け方というのは、かなり充実させて決算やっているのかなと思うのですよね。だから、それがこの10日以内にやるとなると、かなり日程的には今までの日にちがとれなくなって、大ざっぱなと言ったらおかしいけれども、今までよりもちょっとそういう点では時間的には大変になるのかなという思いと、せっかくやっている、今までやってきたあの決算特別委員会の本当にきめ細かい審査というのは、やっぱりこれを見る限り、それで次の即には生かせないかもしれないけれども、でもちゃんとこちらのほうの要望書というのを提出しているわけですから、それも今までのももう一回いろいろなことを考えてみる必要はあるのかなというのを今皆さんのお話し聞きながら思いました。

委員長 安道委員。

安道委員 仮にこの場で盛り込めなかったとしても、本当に必要となったら補正とかだって次年度で送れるわけですよね、決算を受けての結果でいけば。だから、ここを何が何でもというふうに押し込もうというよりかは、決算審査を大事にしてというふうな考え方もあるのではないのでしょうか。

委員長 向口委員さん。

向口委員 今までの入間のやり方でいくと、大体このシステムの修正入力の2番のところのこのぎりぎりのところまでで要望は、要望というか、必要なものは酌み取っていただいて、反映させていただいているというふうに理解しているのですけれども、それでこれまで不都合だったのか。もっと本当は要望したいことがあったのに、やっぱりそれは反映されなくて非常に不便だったとか、そういうことがあったのか。私はちょっとまだ過去のことはよくわからないのですけれども、今までのやり方でさほど要望はそれなりに反映されてきたということであ

るならば、あとそちらの執行部さんのほうでもういつも議員さんたちのほうでいろいろ細かいことが出て、このシステム入力がすごく大変なのだよとか、そんなようなご意見があるのかどうなのかなというのをその辺のところがちよっと知りたいのですけれども、ではまず事務局さんのほうにそういう声があるのかどうか、どうですか。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 ちょっと答えになるかどうかわかりませんが、決算特別委員会の中での質疑応答の中で、各課長さん、場合によっては部長さん、「今後検討します」とか「必ずやります」とかいろいろ答弁されるかと思うのですけれども、その重要度というか、内容によって、もし予算のちょうどこの今編成事務の最中であれば、そこで対応できるような内容であれば、それは即座にその質疑を受けて対応しているはずだと私は信じております。ただ、なかなかそこは決算の審査の中でも各委員さんのほうの質疑も結構重要な部分を要求しているわけで、そうしますと当然お金がかかるような場合が多々あるかと思います。そういった部分については、なかなか対応が難しいのかなという気がしています。ちょっと答えになっているかどうか。

委員長 向口委員さん。

向口委員 それでもできる範囲で対応していただいているということで理解しました。

あと、やはりちょっとお金がかかるようなものに関して、でも直していかなければいけないようなものというのが翌年度に反映させて、必要と感じていただいたらしてくださっているということですね。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 内容によってこれはどうしてもやはりその決算委員会の中での質疑を通して、担当課としてこれはやっぱりもう来年から何としても入れたいよねという原課のほうでそういう機運になれば、当然財政当局にこの時期に、もうシステムの入力期間内になってしまっていますけれども、どうしても議会のほうでこういう要望が出て、何としてもうちのほうとしてもやりたいとかということがあれば、そこで復活折衝という段階ではないのですけれども、財政当局、企画当局に折衝はしているのではないかと思います。

以上です。

委員長 ということだそうです。

山本委員さん。

山本委員 今、大体決算委員会で実質の審査にかかっている日数が、多分大体8日から9日ぐらいでしようかね。各常任委員会所管分で2日ずつとって6日、あと特別会計と企業会計で1日ずつとって、多分実質審議大体8日なのですよ。8から9日ですよ。

これ9月定例議会の日程を整理すれば、恐らく中に入れ込むことは多分可能な日数かなと

という気がするのですよ。閉じてから現地調査含めて実質審査に入るまでに半月ぐらいあくのですよね。10月の中旬になってから審査を始めて、実質の審査は大体万燈まつりあたりぐらいまででほぼ実質審査終わりますから、半月でやるわけですよ、大体ね。委員会で大体議決するのが11月の頭。最終的に本会議は次の定例会まで待ちますから、11月の下旬から12月。ということは、9月の会期を長目にとって、繰り上げて中に入れていけば、体育の日の前までに今ぐらいの審査のボリュームで入れることは恐らく日程を整理すれば可能だろうというふうに私は思うのですよね。おおむね体育の日の前ぐらいに、少なくとも委員会としての議決と審査意見の取りまとめまでやれば、それまでの審査の中でのやりとりも含めて原課のほうで予算要求、1回目の入力では無理だったとしても、修正要求の中で恐らく入れていくということはある程度相当できるのではないかなという気がするのですよね。そういうサイクルをきちっとつくっていくということで考えると、やっぱりひとつ体育の日、遅くとも万燈まつりまでにはと言っていたところで、ひとつ整理をしていくような検討の余地はあるかなというふうに感じました。何が何でもそうといういろいろな考え方あると思うので、日程的には整理をすれば、繰り上げて今と同じぐらいの審査日数はとれるかなという気がしましたので、はい。

委員長 ありがとうございます。

永澤委員さん。

永澤委員 今のご意見でちょっと事務局にお伺いしたいのですけれども、今回例えば9月22日に決算特別委員会を開会して、現地調査が10月11日でしたっけ、11ですね、ごめんなさい。今山本委員おっしゃったように、相当ここ時間があくのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 日程について、時間があくというのは特に理由というのはないのかなと。ただ、議員さんのほうとして、決算を審査するに対して審査する期間が必要であろうということで、過去からこういった形の日程が組まれているのかなというふうには考えていますけれども。

委員長 永澤委員。

永澤委員 私たち会派でも、やはりその22日にいただいたものを、こちらでいろいろ調査をする期間というのは絶対必要なのですね。そこが3週間は要らないにしても、若干はいただかないと、もう何も持たないまま決算審査に臨むという形になってしまうので、やはりこの期間は少し、すぐ開会というので、その後期間がないというのはちょっと厳しいかなというふうには思います。

ただ、今山本委員おっしゃったその第2案で例えば遅くとも万燈まつりまでというのか、このシステム修正入力10月いっぱい、担当部長決裁が10月いっぱいということなので、この

あたりまでに入れ込んでいくというのを目標にちょっと日程調整はできるのかなとは思っています。やっぱりそのシステム入力が入力全部終わってから、今回も水道事業会計なんかは11月に入ってからです。そうすると若干入れ込むのも大変かなとも思いますし、ですからやっぱり1週間程度早めるような形で、例えば現地調査はもうちょっと早目に行ってしまうとか、やはりその開会日に現地調査を出してもらってと今やっていますけれども、何かその辺を変えていくと、もうちょっと1週間ぐらい早めるのは可能かなとは思っています。

委員長　そうですね。今いろいろこの計画の流れを見ていると、上から来る9月27日の実施計画というところの決定のときには、もう年間を通して何をやるかっていつも考えていて、それがそこまでに一応煮詰まるというふうな方向だというふうな説明だったと思うのですが、その次に今度その方向が出た中で決算審査をやりながら、その細部にわたっての予算のバランスとかそういうものについては、この問題は議員も重く持っているから、これについてもうちょっと予算をつけたらどうだというふうなこともこの決算審査の中で出てくれば、それはその各課の中で多少バランスがとれるシステム入力の修正とか、その段階でその各課が自分たちで判断して対応するというふうな決算審査をしながらそういうふうなことも可能だというふうなことでちょっと考えたのですが、それは大丈夫なのですか。そういうことなのですかね。

最終的にその決算の要望事項なんか出るではないですか、最終的に。そこまではいかない中で、いろいろその各課の各部のことについて決算審査しながらいろいろな意見が出てきていると思うけれども、それを吸収することが可能なのかなのか、その辺のところはどうでしょう。

高山主幹。

議会事務局主幹　まず初めに申し上げたいのは、このシステム修正入力①、②と書いてあるのですが、基本的にはこれはこの言葉どおり、修正入力でございまして、入力ミスとか大きな勘違いとかいろいろ、ですからそれよりもこの10月20日がどっちかという予算要求のリミットかなと考えていただいたほうが、私の最初の説明がちょっとまずかったのかもしれませんが、ただ全体的な入力期間というのは10月末まで持っていますので、そこでどこまでこの修正の段階で意図的な修正というのですかね、そういうのが可能かどうかは私のほうもちょっとわからないのですが、基本的には10月20日で締め切りというイメージで我々事務担当はやっております。

ですから、そこからさかのぼると、10月上旬には何らかの指示がないと進められないのかなという気はしますけれども、ちょっと答えになっているか。

委員長　宮岡委員さん。

宮岡幸江委員　先ほど山本委員が説明した9月議会定例会中に決算のほうをやるのであればという日程

先ほど言われたけれども、今やっているところは、多分そういうふうな形でやっているところもあるのではないのかなと思うのだけれども、ただ委員さん方、自分たち議員のほう結構厳しいのかなというか、さっき永澤委員も言ったように、資料をもらったからってすぐに委員会に臨めるわけではないですし、会派の中でもそれを調整したりすることも必要だと思うし、そうするとかなりそれを覚悟でやっているのか、よそのところちょっとよくわからないのだけれども、でもやっているところは多分そんなふうな形でやっているから、できないことはないのではないのかなという気はしますけれども、多分それはだからあとは事務局も大変でしょうけれども、議員のほうの覚悟も必要なのかなっていう気はしますよね。

委員長 わかりました。いろいろ議論が出尽くしてきたとは思いますが、今ここで問題にしておりますことについて、他市への調査ということで、これから他市でどのようにやっているかということ調査していただいて、それもまたプラスしながらこれから入間市のとる方向を決めていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 よろしいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 そういうことで、いろいろな大切な意見が出たと思うのですが、よろしくお願ひしたいと。ここで10分間休憩したいと思います、よろしくお願ひします。

午前10時28分 休憩

午前10時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

今、資料3で皆さんごらんになっていたと思うのですが、事務局のほうで他市への予算議案の審査状況について、あと決算についてもその審査状況についてをお伺いするというふうなことで原案をつくっていただいたのですが、このような形でいかがでしょうか。

ご意見いただければ、横田委員。

横田委員 これ市が三多摩地区というか、東京都のあれですよ。埼玉とかは何だったのでしょうか。なしにしたのでしょうか。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 この件につきましては、前回予算・決算付託先に関する調査事項ということで県内37団体の一覧表をお示しさせていただいたと思います。その中で、今県内というお話が、県内の調査というお話が出たのですが、予算については坂戸、さいたま、加須、草加、越谷、桶川、久喜ですか、この6市団体が一括で委員会へ付託しているということでした。県内もそちらの市については、これも前回ご説明させていただいて、狭山市のほうはこれと

同じような形の調査をしています。この設問についての答えについては、そちらの狭山市のほうのアンケート結果をお示し、次回今度一覧表にまとめるときにお示しはできるかと思えます。今回追加項目があれば、また改めて県内の自治体にも同様のアンケートは実施してみたいなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長　　ということで、狭山市でここに書いてある内容の答えを持っているので、今回当市で出すのがそこに10市掲げているところを調査するというところでございます。何かあれば出していただいて、こういう項目とか。

永澤委員さん。

永澤委員　　済みません。大体非常によくできているのですけれども、できれば例えば決算特別委員会の組織についてとかいうところで、例えば貴市のほうに名称、委員数、設置時期、任期、審査日数というふうにもう書いてしまっていて、これの例えばほかに何かの理由でこうなっていると、そういうそのこういう形にしたのがいつとか理由とかというのを書ける欄があると非常にありがたいかなと思うのですけれども、それはこの5番のところを書いていただくという形にしているのですかね、3番と5番で。

委員長　　玉井主幹。

議会事務局主幹　　この変更時期については3番で、いつごろからやられたのですかということでお聞きしたいなというふうには思っております。

委員長　　永澤委員さん。

永澤委員　　そうすると、全体的な例えばそれをやってどういい点悪い点というのですか、何かそういうその議会って本当にいろいろな定数含めて本当にいろいろな条件があると思えますので、何かそちらの背景みたいなものがわかる部分があると、よりどうしてそうなったのかというのがわかるのではないかなと思うのですね。ちょっとそういう欄があると、非常にありがたいかなと思うのですけれども、議員定数含めて、その議会の状況というのですか、そういうのがわかるところは、こちらが反対に調べるという前提で予算と決算だけをお聞きするのか、ちょっとその辺が知りたいのですけれども。

委員長　　玉井主幹。

議会事務局主幹　　今のご質問は、どうしてそのように変更したのかということなのですか。例えば常任委員会に付託されていて、特別委員会に変更された自治体があって、どうして一括付託にしたのですか、その結果が何かあったのですかというようなことを追加しておけばよろしいということでしょうか。

永澤委員　　できれば、ですから質問事項のところがちよっと大きいかなと思うので、もうちよっと寄せてもらって、貴市のところで何か書く欄とかその他のところがあると、非常によりわかる

のかなと、その相手の状況が、と思います。

委員長 やってよかった点とか、メリットとか、そんな感じですか。

永澤委員 そうですね。あと、その背景というのですか。

委員長 なぜそういうふうにしたか。

永澤委員 そうですね。やっぱりすごく難しいと思うのですね、これ。ほかでよかったからって必ずしもうちでいいとは限らないし、人数的なものも含めて、全体として会派なんかも含めると非常に全く状況というのがその会派ごとに、会というか議会ごとに違うと思うので、その背景みたいなものがあるとありがたいなと思います。

委員長 そこまで至った経緯と背景、あとメリットのこういう点がよかったとか、なぜこういうふうにしていったかというふうな、その辺うまくまとめてくださいということでもいいのですかね。

ほかにありますでしょうか。

吉澤委員さんは。

吉澤委員 ほぼ同じことでとられたのですけれども、ちょっと例えばこの入間市の場合でもその委員数を今会派の案分を出して、1人会派はどうするかとかっていう意見も出ていましたので、その辺も詳しくそのどういう選出方法なのかわかると、さらにいいかなというふうには思うのですけれども、はい。

委員長 選出方法について。

玉井主幹、あれば。

議会事務局主幹 委員数のところの下に、では選出方法についてということで、当市であれば9名と書いて、その下に選出方法は会派による案分ということでお示しをして、先方にはそういった形でお答えをいただきたいというようなことでよろしいでしょうか。

委員長 いいですかね。

ほかにありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

委員長 特別なければ、いいですか。

そういうことで進めていただきたいと思います。

それで、他市への調査……はい、どうぞ。

永澤委員 もう一個ごめんなさい。ちょっとこれ、私の解釈なのですけれども、この決算議案の審査についての入間市ということで、「平成7年度から実施」となっているのですけれども、たしか私が1期目の4年間は、4年間とも特別委員会だったような記憶があるのですけれども、この書き方だともうずっとこの1・4年目は常任委員会で、2・3年目は特別委員会に付託ってなっていますけれども、たしか1度全部特別委員会という4年があったと思うのですね。

ちょっとそれが抜けてしまって、もう7年からずっとこれでやっていますというのは、ちょっと違うのかなと思います。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 前回はちょっと振り返ってみたのですがけれども、確かにくつついているときもあったのですが、こういうふうな今の定着してきているのが平成7年ぐらいから過去を振り返ってみたときに、その辺から始まっていましたので、平成7年から実施ということで明記させていただいたのですが、ここに何か誤解を受けないようなまた表現も追加して、先方のほうにお示しさせていただきたいというふうに思っております。

委員長 あれ、特別委員会ができたのが平成7年からだったですかね。

玉井主幹。

議会事務局主幹 そのような結果でした。

委員長 その前は全部常任委員会だね。

議会事務局主幹 恐らくそういうことだと思います。

委員長 だと思いました。28人ぐらいのときかな。

永澤委員。

永澤委員 これ非常に珍しい、入間市ってこの特別委員会と常任委員会が任期中に両方あるというのは余りないと思うのですね。これ読んでみても、どちらかということだと思うのですね。秩父市だけでしたっけ。たしかそこだけがそういう形をとっていて、あとはもう特別委員会なのか、分割付託なのかということのどちらかに分けられていると思うので、非常に特異なあれだと思いますので、ちょっとその辺をきちっと明記していただきたいなと思います。

委員長 そのときはたしか私の知っている範囲だと、委員長とかその辺が選挙も近いのに大変だから、分割してやっていただいて、みんな委員会でやってしまったほうがいいのではないのかということで、当選したときも余り決算特別委員会もわからないから、それと最後だけは委員会でやってしまって、あと中の2年は特別委員会でやられたらどうですかというふうな意見が強くて、4年間やったときもあったのですが、それも大変だからというふうな話だったような気がします。動き出すときは早くから動き出すときもあるしね。ちょっと余分でしたか。

ほかに何かあれば出していただいて、いいですかね。

このアンケートというか、この調査については、こういうふうなことで進めさせていただきたいと思います。

また、これをもってまた次に進んでいきたいと思うのですが、ちょっとやっぱり調査するには時間がかかると思いますが、その点をちょっと据え置きにさせていただきながら進めていきたいと思います。

次にやるときには、この他市への調査事項を踏まえた上での話し合いということで、今いろいろ意見が出ていましたが、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、他市への調査を行い、その上で引き続き協議していきたいと思っております。

その次に、答弁者の反問権の設定についてに入りたいと思っております。反問権の設定については、質問の真意と根拠の確認に限りできるものとし、時間、回数の設定については、持ち帰り検討することになっていました。本日は事務局から資料提出がありますので、まず資料の説明をお願いしたいと思います。

玉井主幹。

議会事務局主幹 この件につきましても、前回の会議のときに反問権の何か提出できるような資料があればということで、とりあえず所沢市、和光市、鶴ヶ島市、多摩市さんの、あと日高市さんですか、の規程なり条例を一覧でまとめさせていただきました。

所沢市議会につきましては、第9条の2号ですか、「本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる」というふうなことで条例によって規定されてございます。そのときに所沢市さんのほうに反問権の関係で電話で調査させていただいたときには、この下に何か規程というようなもの、細則であるとかそういったものについてはないというようなご回答をいただいた覚えがございます。

続きまして、和光市さんにつきましては、これも基本条例で3項、「本会議又は委員会に出席した市長等は、議員若しくは委員による質疑又は質問に対する答弁に必要な範囲内で、当該質疑若しくは質問を行った議員又は委員に対してその趣旨を確認するための質問をすることができる」というような条例で規定されてございます。これについても下の細かい規則というのはないように伺っております。

続きまして、鶴ヶ島市、第6条第2項、「本会議又は常任委員会若しくは特別委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員は、議員から質問又は質疑を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対して質問をすることができる」というようなことで、条例で規定されてございます。鶴ヶ島さんについても、細かい規則はなかったようなご回答をいただいております。

続きまして、多摩市、第12条第2項、「市長等及び市長等から委任を受けた者は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができます」ということで、反問に対する規程、こちらのほうは規程がございまして、多摩市議会の質問及び市長等の反問に関する規程というのが設けてございます。

第2条、反問権、議長は、条例第12条第2項の規定に基づき、市長等及び市長等から委任を受けた者から反問の意思を示された場合（以下「反問権」という。）には、次に掲げる要

件を確認し、これを許可しなければならない。

第1号としまして、市長等及び市長等から委任を受けた者が、議員の質問の趣旨を質す場合。2号ですかね、市長等及び市長等から委任を受けた者が、議員の質問に反論する場合。

2項として、議員は、反問権が行使された場合において、必要に応じて、これに答えることができる。

3項、議長は、前項に規定する場合に当たって、議事進行に支障がない範囲で、別に必要な時間を与えなければならないというような規程がございます。

以上、反問権に関する調査についての報告とさせていただきます。

委員長 日高市さんも。

議会事務局主幹 日高市さん、最後です。済みません。

日高市さんは、会議規則で平成16年に規定してございます。第63条の2、「説明員が質疑又は質問に対する答弁をするに当たっては、説明員は、当該質疑又は質問の趣旨を確認するため、議長の許可を得て、質問議員に対して質問することができる」ということでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ということですが、ご意見がありましたらお願いしたいと思いますが。

永澤委員。

永澤委員 ちょっと多摩市議会の反問に関する規程の第5条が気になるのですけれども、この議長が別に定めているのですかね。これはわからないですか。

委員長 多摩市さん。

永澤委員 多摩市の、今読んでいただいた反問に関する規程の第5条で、この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとするというものが存在するのでしょうか。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 多摩市さんは、これもホームページで確認したのですけれども、この市長等の反問に対する規程もホームページでアップされてございました。ですから、この下にまた規程がもしあれば、恐らくホームページでアップされているのかなと。推測になってしまうのですけれども、恐らくこれであれば情報を提供できるような媒体で提供はしているのかなと思いますので、これについては詳しくはこの下あるかないかというのはちょっと調べはしていません。

また、これについて多摩市さんについては、先ほどのアンケートもそうなのですけれども、議会運営委員会で視察にというようなお話も出ています。正式に先方と協議に入れるのが22日からです。22日にもし多摩市さんのほう視察が受け入れていただけるようであれば、先

ほどのアンケートも直接お伺いしてお聞きしたい、あるいはこういったことも直接伺った上でお聞きできればというふうな形でも考えております。

以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

この中で基本条例をつくっているところは、本会議ばかりではなくて、委員会でもやっているようですよね。うちのほうの反問権については、本会議というか、委員会どうのというあれは出ていなかったような気がするのですが、その辺はどうでしょうね。

吉澤委員。

吉澤委員 それはそれだから、反問権の内容にもよりますよね。委員会の中は当然一般質問と違って、質疑が基本です、そのやりとりが。そうすると、その反問というよりかは、やっぱり聞きただす、「その内容どういう意味ですか」というぐらいのものぐらいというふうに解釈すると、当然委員会の中にも必要になってくる場合はありますよね。既にやっている「こういう意味ですよ」というぐらいのこと。

委員長 多摩市さんのいう(2)のように、議員の質問に対し反論するという場合は、入問の場合は設定していないわけですから、そういうことも委員会でもオーケーというふうなことでいいのですかね。

永澤委員さん。

永澤委員 反問と反論って全然違うと思うのですよ。今こちらでやろうとしていることというのは、その質問の意味がよくわからなかったので、聞き返すというのが、程度の反問だと私は受けとめているのですけれども、その反論ってなってくると、「あなたの言っていることおかしいんじゃないですか」というふうに言われかねるので、そういうことも含まれるので、ちょっとその辺大きく違うと思うので、その辺もどうしていくのかというのはもう一回議論にのせる必要があると思うのですけれども。

委員長 安道委員さん。

安道委員 この間の話で、では反問権どのぐらいの範囲までというふうな話になったかと思うのですね。この例の文章も反問権はこういうふうにしてやっていますというふうなことも示されて、これも自分のところの会派でこの例も示しました。自分たちが想定していた反問というのとちょっと違ってくると。ここまで踏み込まない。だから、既に議会では行われているけれども、確認する、質問について疑問などを確認するということで、それ以上になってくると、本来の一般質問、自分が意図とする一般質問から大きくかけ離れていく危険性もあると。そういうふうな点で、ちゃんと一般質問を保障しなければならないので、こういうことではなくて反問、この例で示されている所沢、和光市、鶴ヶ島市を見ますと、所沢市は反問することができるということで、反問という言葉を使っていますよね。

和光市の場合は、趣旨を確認するための質問をすることができる。鶴ヶ島市の場合も、その議員に対して質問することができる、反問という言葉はあえて使っていないわけなのですよね。だから、この辺のところなのかなと、許容できるのが。というふうにうちの会派では、反問という言葉を使ったならば、やっぱりそれは聞き返す程度ではないと、反問という言葉そのものがやっぱりこの例に示されているとおりになるわけで、聞き返すだけですというのでは、本来の反問とはならないだろうと。だから、反問という言葉を使うからには、このぐらいになってくるのだから、この反問という言葉についてはちょっと慎重でなければいけないだろうと。聞き返す程度ということであったならば、質問とかという形でもできるのではないかというふうに思います。

委員長 入問の場合は、そこにも書いてあるように、質問の真意と根拠の確認に限りということで、この間は話が出ましたので、その方向で進んでいるわけですが、反問というところに書いてあるように、「本当にどうなんだ」って、「それ違うんじゃないですか」って言って、それでやるのが正式の反問かもしれないけれども、入問の場合はそこまでいかないよというふうな話の内容ではないかと思いますが、そういうふうなことでこの間は皆さんで反問ということはいいですよというふうな合意は得たような内容ですね。

安道委員さん。

安道委員 特に条例の中に反問という言葉を入れたならば、反問という言葉そのものがそういうふうなことを意味するわけですよ。だから、私たちの中では聞き返す程度ととらえて、反問と入れてみても、一般には反問となったらそこまで広がるわけだから、用語についてはやっぱり反問という言葉ではなくて、質問とかという形で入れていったらどうかということです。

委員長 こういう反問という言葉を使わないで。

安道委員 ええ。和光市とか鶴ヶ島市さんのような形で盛り込んでいったらと。ここは質問という形で入れています。

委員長 これ事務局に聞くのですが、和光市さんとか鶴ヶ島市さんは、反問という言葉はその上か何かには使っていないのかな、別に。

玉井主幹。

議会事務局主幹 調べた範囲では、反問ということではヒットはしなかった。ですから、今あえて質問というふうな形でやられているのかなというふうに思いますけれども。

委員長 その辺についてはどうでしょう。うちのほうでこういうふうな規程でやっているといっても、反問というのはそういうふうなことではなく、もっと広い反対のことを掲げる内容もあるというふうなことだから、そこまでいかないで質問という言葉にとどめておいてほしいというふうな話も出てまいりました。

宮岡委員。

宮岡幸江委員 この今の質問というか、検討の課題の中出していただいているのが、これ公明さんとみらいさんのほうから出していただいているのとか、今のことについてちょっと聞いてみたらどうでしょうか。

委員長 この間まで金澤委員さんがやっていたのだけれども、山本委員さんのほうはありますか。

山本委員 うちとしても基本的に反問権として今全国的に議論の俎上に上がっているのは、多摩市さんあるいは前回お示しをした大東市さんのレベルのものを一般的に反問権といいます。そこまで至らないということであるならば、反問という言葉は使わないほうがいいでしょうね。

だから、安道委員おっしゃられたような形の線で、趣旨確認のための質問ができるとか、趣旨を確認するために必要な範囲内に限って逆に質問することができるのかといったような決めになるのでしょうかという気がしますね。あくまで一般的に反問権というのは、その反論めいた部分まで含んだもの、本当に反論というか反駁に近い話ですから、そういった意味でいくと、うちが今俎上にのせている範囲というのは、反問には当たらないと解釈するほうがわかりいいのではないのでしょうかね。うちとしては反問を入れるべきだと思いますけれども、合意がとれるところでないと前へ進んでいきませんから、そういう形で合意がとれるラインがそういうところであるならば、用語としては反問という言葉は使わないほうがいいと思います。

委員長 公明党さんのほうは。

永澤委員 うちのほうは、やはりできれば根拠、その質問に対しての根拠ぐらいまでは聞けるような、要するに全く違う質問になってしまうということのを避けるためにも、やはり執行部がその質問の根拠ぐらいまでは、どこの根拠でそういうことをおっしゃっているのですかということぐらいいは入れてもいいのかなというのが実は。それを質問というふうに言うのであれば、質問という形でも、要するに反対ではなくて根拠を教えてくださいというふうに質問に入れていただけるのであれば、そのあえて反問、質問ということの定義というのはそんなに変わらないのかなと。反問権となってくると、反論という形になりますから、「いや、そんなことはないです」ということが言えてしまうわけですよ。それはちょっとまた大きく違うと思うのですが、「その質問の根拠はどこですか」というぐらいの質問というのはしてもいい、踏み込んでもいいのかなというのはあります。

委員長 わかりました。今、永澤委員さんが言われたように、この間の時点では質問の真意と根拠については確認するということについて皆さん合意をしているわけですから、それを共産党さんのほうで反問と言わないで質問と言ってほしいというふうな話が出ていまして、みらいさんのほうからそれは反問でないと思うから、もし合意ができるのだったら反問という言葉でなく構わないという、質問ということで進めていきたいという、いただければということなので、公明党さんのほうも質問ということで。

〔(いけるのであれば、質問という形で構わないです) という人あり〕

委員長　そこまでは、今鶴ヶ島市さんとか和光市さんというのは確認するというようなことはできるといふうなことでやっているの、その程度にしておいて反問という言葉を取って質問ということで進めるということによろしいでしょうかね。

保守系クラブさん、どうですか。横田委員。

横田委員　いいと思います。反問という言葉を使うか、要は質問という言葉を使ったほうがいいですし、この前のお話で真意と、公明さんが出している根拠というところでそこまではということで話は大体まとまっていたと思いますので、ここの26ページにも質問の真意や根拠を質問可能とするということで、質問というのでいいのではないのでしょうかねと思います。

委員長　質問ということで、反問ということでなく進めるということで。

そうしてくると、その時間とか回数設定ということについても、皆さんのご意見を伺いたいのですが。

向口委員さん。

向口委員　そうなってくると、余り回数とか時間とかそんなに問題はないのかなという、余りそこにこだわることもないのかなというふうに思いますけれども。

委員長　それでは、その時間の範囲内でやっていただくというふうなことでいいですか。

〔発言する人なし〕

委員長　それでは、うちのほうは質問の真意と根拠の確認については、市長等というのですか、がちょっと限定していきたいと思います、順番。市長等ということで部長とかそういうふうな方もやっていただいて構わないということによろしいでしょうか。

永澤委員さん。

永澤委員　今はちょっとその時間の範囲内というの、ちょっと大きくその一般質問の時間を1時間に設定するのか、こちらの30分というものが確保されるのかということとちょっと大きく変わってきてしまうと思うのですね。1時間にするのであれば、その反問する時間というのをそこに入れてしまうと、非常にまたこちらの持ち時間というものが減ってくるわけですね。30分が確保された上での反問権は時間内というのであればいたし方ないとは、この前の事務局の方もこれ以上延ばすと本当に大変なことになるということもありましたので、時間内というのはやむを得ないかなと思うのですけれども、ちょっとそこでその一般質問の持ち時間制の問題にかかわってくるので、その範囲内というのはそれが決まってからにしていればと思います。

委員長　わかりました。それでは、そういうふうなことがありましたので、時間とか回数設定についてというのは、質問時間30分というふうな場合にはなくても構わないけれども、総体で1

時間というふうな場合にはちょっと違ってくるといことなので、そのことについては保留しておきましょうか。

まだ総体で1時間にするか、今の並行の両方選択制にするか、正式に決まっておきませんので、そのこととあわせてこのことも決まり次第、決定するというこで進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしますというこでよろしいでしょうか。保守系クラブさん、大丈夫。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 みらいさんもいいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 それでは、次に議長席へのモニター設置について、持ち帰り検討することになっていました。これについては事務局からお願ひしたいと思ひます。

議会事務局主幹 議長席のモニター設置というこで、前回金額等がわかれば調べてお示しをしろというこだったのですが、金額的についてはさほどかからないのかなと。モニター代だけ、強いて言えばモニター代ぐらいしかかからないのしょうけれども、それをどう運用していくかというこに課題もあるというこで、事務局内で調整した結果、将来的なITの環境は整えていくことは考えていかなければいけないというこですが、今ここでご議論をいただくというよな課題ではないのかなという結果になりまして、事務局案で提出はさせていたただいたのですが、これちょっと取り下げさせていただければというこでお願ひをしたいというこでござひます。

以上です。

委員長 わかりました。IT化については、現在のところではとりあえず取り下げるというこで、事務局で話がありました。何かご意見ありますでしょうか。

山本委員さん。

山本委員 将来的な課題の一つというこでおっしゃられたので、次改選後の新体制のこの部分についての協議の場がどういう形で設定されるかわかりませんが、改選後に引き継ぐというこで、それはきちと議長へその旨お返しをするというこでお答えしたらいかがでしょうかね。

委員長 今改選後どうなるかは私も定かではありませんが、何も言えませんが、そのときはそのときでまた委員会ができてくれば、そういうふうないろいろ内容についてはあれだと思いますが、あれは切れてしまうのだよね。委員会とかいろいろはね、その4年間ですべてね。その次の人がやるとなれば、やっていただきたい。

山本委員さん。

山本委員 だから、結局文書の形でここまで検討したので、これは次の任期に申し送りをしたいとい

う趣旨の文書を、メモなり文書なりを残しておけばいいわけでしょう。次の議長さん、改選後のどなたになるかわかりませんが、議長さんがその文書を受けてどうするかお決めになればいいわけですから、そういう形でペーパーとして、これは次の任期に持ち越すということになったよということをきちっとペーパーとして残しておかれたらどうかということですよ。

委員長 その点について、玉井主幹。

議会事務局主幹 今この委員会のほうで来期に送るとかいった結果がいただければ、議事録にも当然委員会ですら残っておりますので、そういったペーパーで残すということは可能だと。

委員長 ということですが、いかがいたしましょうか、では。そのモニターについては一応取り下げということですが、将来的にはそういうふうなIT化、アイパッドとかそこまでいくのかどうかはわからないですけども、飯能市議会では何かアイパッドがどうのとかなんとかって。

はい、どうぞ、永澤委員さん。

永澤委員 その飯能の情報というのは何か入りましたでしょうか。

委員長 玉井主幹。

議会事務局主幹 飯能市議会にちょっとお聞きしまして、余り今準備段階だから公言はしないでほしいということなのですけども、休憩……

委員長 暫時休憩したいと思います。

午前11時17分 休憩

午前11時21分 再開

委員長 会議を再開いたします。

今、事務局のほうから議長席へのモニター設置ということは取り下げがありましたので、これは取り下げということで進んでいきたいと思っております。

また、モニター設置とかいろいろなペーパーレスの方向については、適宜いろいろな話が出ましたらそのときの段階で進めていただけたらと思っております。この委員会としては特別な設定はしないで進んでいきたいと思っております。

それでは、その次に引き続き継続協議の検討事項について終了しましたので、引き続き検討項目の一覧からご協議をお願いしたいと思います。

検討項目については、中長期ナンバー10、その他、出前講座への議員の参加、この件につきましてお願いしたいと思います。ページ数が、少々お待ちください、59ページ。保守系からいきますか。出前講座への議員の参加。開かれた議会を目指す。事務局から軽くやってもらえますか。お願いします。

議会事務局主幹 出前講座への議員の参加ということで、事務局提案で出したわけですが、ワークシートの59ページをお開きいただければと思います。

そもそも出前講座というのは、教育委員会のほうの生涯学習課で取りまとめているメニューでございまして、全部で今77メニューですか、いろいろ各課の事業を説明するような内容のメニュー、講座がございまして、議会としましては、「知ってるほど市議会のあらまし」というようなタイトルで講座を設けております。基本的には議会とはどんなことをやっているのかという議会の説明、市議会のいろいろな権限の説明とか、あとは具体的に議場というのはどういうところであって、傍聴はどういうふうにするのかとか、そういった基本的な事項を説明する講座でございまして。

実績としましては、ほとんどないのですが、私が平成19年度から着任しておるわけなのですが、平成19年度に1回、平成22年度に1回、その2回だけでございまして。全体的な、市全体のその77メニューの利用実績というのも、平成22年度のちょっと調べたのですが、全体で42回で1,379人ですか、決して活発な事業とは言えないのではないかなという内容でございまして。

それはともかくとしまして、私が2回出た感想でいいますと、結構議員さんに対する質問みたいなものもあったので、職員ですと答えづらいような質問も出てきてしまっていたので、こういう提案をさせていただいたところなのですが、よくよくでも考えますと、非常に逆に言うと議員さんに出ていただくというのは、いろいろハードルがあるのかなというのも思えてきまして、最後に書いてあるとおり、22人全員を連れていくわけにもいかないわけですし、特定の議員さんを連れていくとすれば、想定では1人ないし2人とか、そういったレベルになってくるのだらうとは思うのですね。そういった場合に、果たしてどういうふうに入選をするのかとか、またそれは公務であるのか非公務であるのか議員派遣を法的にとらなければいけないのかとか、それは細かい話ですが、あります。

片や議会改革のほうでは、最終的な目標のほうでは当然他市でやっておる議会報告会ですか、そういったものをメインでこれから考えなければいけないのかなという気がしておりますので、どちらかというと議会のPRはそっちに流れていくのかなという気がしております。

ですから、この出前講座を申し込んでくる団体もかなり政治的な団体も、政治的というよりは積極的な勉強するようなグループですので、どちらかというともしかすると偏った、偏ったという表現はまずいかもしれないのですが、政策集団的な会もございまして、本当に純粋にただ単に市政を勉強するという会もございまして、その辺の申請が出た段階だけではわからないわけで、そこに22分の1ないし2の、皆さんはある意味で政治家ですから、そういった方を連れていくのが果たして好ましいのかどうかという疑問がかなりあるところではあるのですが、最初のスタートとしましては、最初に言いましたように、

議員の生の声を聞かせたほうが何かインパクトがあっていいかなという単純な発想でこういう提案をさせていただきました。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

1点だけちょっと聞いておきたいのですけれども、その今まで行ったところの団体はどんな団体に行ったの。

高山主幹。

議会事務局主幹 平成19年度に最初に行った団体のほうは、どちらかという和政策集団という政策的なことを考えるような方が多かったです。かなりシビアに、市の行政全般について突っ込んで、我々一議会事務局の職員にそう言われても困るのになというような質問も結構ありました。

委員長 何名ぐらいで。

議会事務局主幹 そのときは13名ですね。

平成22年度の団体は、これはどちらかという、もう本当に純粋ないろいろな市の行政を勉強していこうというような団体に見受けられました。特に政治的な意図がある、政治的な偏りというか、そういった雰囲気のところではなかったと理解しております。

ですから、特に議員さんに対する批判的な意見も余り記憶にはないです。ですから、その2回だけなのですけれども、2回で全体を見てしまうとちょっと何とも言えないのですけれども。

委員長 2回目は何人、何名ぐらいで。

議会事務局主幹 10人です。

委員長 10人。

議会事務局主幹 以上です。

委員長 わかりました。大体内容的にはわかったと思うのですが、いかがでしょうか。

保守系クラブさん、どうですか。小島委員さん。

小島委員 今事務局のほうからもありましたように、内容によってやはり議会だけの議会の流れだとかそういう一般的なことを聞くというのになれば、やっぱり議員よりも事務局サイドのほう、行政側のほうが、法に従ったりなんかしてやり方ということに関してはいいのではないかと思います。

それで、やはり最終的には議員報告会をやるというような、会津若松か、のような方式を勉強会で行ったりしていますので、その方向にとるのかどうかまだはっきりしていませんけれども、最終的にはそこを目指しているのかなというところもありますので、これに関してはやはり議会事務局のほうでそのコンセプトの内容的なものもあるでしょうけれども、事務的なものでしたら事務局でやっていただいたほうがよいのではないのでしょうか。

以上でございます。

委員長 公明党さんのほうは。

永澤委員 やはり同じですね。公開議会というか、議会報告会をやはりその活発にやっていくことで、その議員への議会というか、市民への議会というものをアピールしていくというか、それが一番目標ですので、やはりそういう政策が全く違うところに例えば全然違う派の人が行ってしまうなんていうこともないことはないですし、やはり議会報告会を目指そうというほうに力を入れたほうがいいと思います。

委員長 共産党さんは。

安道委員 今お話があったように、やはりこのねらいが議会をより知っていただくというものとしては、私たち議会の取り組みとはちょっと違うのかなと。この生涯学習これやっているのは、やはり議会事務局のほうでやっていただいたほうが、仮に1人とかで代表で行ったとして、答えられるのだろうかかと、誤解を招くようなこともかえって生じて、問題もかえって生じかねないような気もしますし、議会報告会なら議会報告会ということで議会として取り組んで見せていくというほうがいいのではないかと思います。

委員長 わかりました。みらいさんはどうですか。

山本委員 うちとしては、市民の皆さんと交わる接点が多いにこしたことはないですから、それは私みたいに暇している人を呼んでいただいたら幾らでも行きますよ。ただ、おっしゃるように、片方で公平性の問題もありますので、これ一つの考え方としては広報委員会に振って、広報委員さんの中で輪番でやられるならやられるというのも一つの方法かもしれないし、さすがに議員1人だけ連れていくというと大変だから、例えば各派から1人来てもらおうとか、公称会派4つですから4人ですわね。そういった形にしていくようなこともあり得るかもしれないなど。もうちょっとこういうチャンネルも持とうということで合意がとれるのであれば、ちょっと細かいディテールは考えるところが多分やりようというのはあるのだろうなというふうに私は思います。

議会報告会は議会報告会でこれ当然もう基本メニューですから、当然やるべきなのだけでも、なかなか合意のハードルは難しいのかなという印象も持つので、できるところからやるのも一つの方法だろうという気もしております。

なので、ここでもう少しもむか、あるいは広報委員会に振って広報の活動の一環としてやっていただくような方法を考えるか、幾つか道はあると思うので、もうちょっともんでみたらどうでしょうかね。

委員長 というふうなご意見が出ましたが、一応一通り聞きましたので、皆さんのご意見を出していただけたらと思います。広報委員会もというふうな話も出てきましたが。

宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 この出前講座の市民が思っている議会の出前講座というのは、政策的なことではなくて、市長に聞くべきことと事務局に聞くのとは内容違ってくるではないですか。議会事務局への出前講座というのは、市民はこういうことを聞きたいというのを出しますよね。2回しかないですけども、それにはどういうふうな内容で出されたのですか、市民側からは。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 簡単に言うと、制度的な説明会です。市議会に限らずほかの課の内容もそうなのでしようけれども、政策的な部分でいきますと、出前市長室になっていますね。出前市長室というのは、最近どのぐらいやっているのだからちょっと情報持っていませんけれども、あくまでもこの77メニューというのは事務事業の説明、制度の説明がメインでございまして、政策的な部分の説明会ではないという。

ただ、平成19年のときの申し込まれた団体については、二元代表制について説明しろとか、特定の課題を持ってきたような団体でございますけれども、一般的にはこちら側の説明、決まり切った説明を多少そのときにアレンジするぐらいで説明するというので、市民側からこれについて、今言ったような二元代表制についてとか、例えば議会改革についてとかという形での申請は余りない、考えられないのですけれども、でもありはありで、生涯学習課としては出前講座の利用促進もありますので、いろいろな形での申請を、このメニューのタイトルにこだわらずに引き受けてくれというような形で全庁的にはやっているわけなのですけれども、なかなか利用は進まないという状況です。

以上です。

委員長 山本委員さん。

山本委員 結局現状においてほかにチャンネルがないので、それは市民のサイドからしてみたら、相当広い範疇のものをボールを投げ込んでくるというのは容易に想像がつくと思うのですよ。それは傍聴ってどうやったらできるのですかとかというのは、本当に市議会だよりに載っているようなレベルのお話であれば事務局も対応できるだろうけれども、では「おたく二元代表制についてどう考えているんですか」とか、「おたく議会改革どうしようと思っていますの」みたいな話で突っ込まれると、それは職員さん答えられないというのは、答える立場がないので、そういう部分ではお断りするのかというとお断りするわけでもなく、できるだけ幅広く受ける努力をせよということになっているということなのでいくと、議員を出さざるを得ないケースというのはこれ多分出てくるのだろうというふうに思いますよ。

だから、もう全部事務局だと決めてしまうのもちょっと酷なような気もするし、ケース・バイ・ケースでやるぐらいの余地は最低要るのだろうなという、せっかく話聞きたいよと言ってくれる市民の人がいるわけですから、まず議会事務局に話が来ているとはいえ、やっぱり広く議会としてお答えできる限りのことはお答えする努力はみんなでもいいのではな

いですか。だから、それは本当通り一遍の説明でいい話だったらそれは事務局でやってもらえばいいわけですがけれども、議員でないとお答えができないようなケースについては、やっぱり別途考える必要があるでしょうから、どこか議員の側での窓口をきちっとつくっておいて、いや、今度こんな話を振られたのですけれども、どうしようというふうな話ができるような体制はとりあえずつくっておいたほうがいいと思うので、そういう部分でいくと最低でも広報で受けてもらうのが一番きれいではないですか。

この委員会常設というわけではないですから、でいくと、広報委員会比較的ルーチンで動いていますから、広報活動の一環ということで広報で受けてもらう形にして当面やってみたらどうでしょうかね。

委員長 というご意見も出ました。なかなかご意見も出ないようですので、持ち帰っていただいてご検討していただいて、またやっていきたいと思えます。

時間のほうも大体来ましたので、次の課題等についてはそこに出ていますが、いろいろ重要な案件もありますので、その順番に次第書どおりに進んでいきたいと思えますので、ことしはこのぐらいにしておいて、一応終了していきたいと思えます。とりあえず出前講座への議員の参加については、各会派持ち帰りでご検討いただきたいと思えます。

次回の日程については、決まっていたつけ。まだ決まっていない。

1月の日程、ちょっと決めたいと思うので、暫時休憩したいと思えます。

午前11時40分 休憩

午前11時42分 再開

委員長 会議を再開いたします。

いつごろがいいでしょうかね。今16日の週はちょっと無理だということで、はい、どうぞ。

山本委員 10日から13日までの間、それとあと23日以降のどこかをお願いしたいと思うのです。

委員長 23日の週、忙しい。

〔何事か言う人あり〕

委員長 10日にやりますか。

はい、どうぞ、永澤委員。

永澤委員 11から13まで委員会の協議会が入っているので、どこかの午後であれば非常にありがたいですね。

委員長 11、12、13の中のね。

永澤委員 13ですね。

委員長 13日。11、12、13、どこがいいですか。

永澤委員 ほかやるのかな。

委員長 11か12。11にしますか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 3並びで。

〔(午後) と言う人あり〕

委員長 午前がいいですか、午後がいいですか。

〔何事か言う人あり〕

委員長 ああそうか、ごめん、ごめん。では、1時から、1月11日。

〔何事か言う人あり〕

委員長 わからないから、でも1時、1月11日1時から、何かある。ごめん、1時半。最後に半をくっつけましょう。

では、そういうことで決定させていただきたいと思います。1月11日1時半から、次回の委員会を開きたいと思います。

△ 閉会の宣告（午前11時44分）

委員長 一応以上でことしは最後になります。

皆さん、よいお年をお迎えください。

どうもご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲